

これまでの無料低額宿泊所等への取組の経緯

平成15年度

- 無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針（ガイドライン）を策定。
- 無料低額宿泊所等に起居している場合の住宅扶助の適用について通知。

平成20年度、21年度

- 無料低額宿泊所に対する留意事項通知の発出。
- 無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設の調査を実施。

平成22年度

- 無料低額宿泊所における居宅生活移行を支援する予算事業（居宅生活移行支援事業）を開始。

平成27年度

- ガイドラインの見直し（平成27年7月～）
社会福祉法の各種規定の解釈（定義の明確化、不当な行為に該当する範囲等）を具体的に示し、事業者の届出を徹底させ、社会福祉法に基づく行政の関与による運営の適正化を通知。
- 住宅扶助基準の見直し（平成27年7月～）
住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みを導入。

延床面積	15㎡以下～11㎡	10㎡以下～7㎡	6㎡以下
減額率	△10%	△20%	△30%

※ 1㎡未満は切り上げ。